

「長野県内市町村における福祉医療費給付事業現物給付方式の手引き
(保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション用)」の改訂状況

バージョン	改訂日	改訂内容	医療機関等への送付
第1版	—		○ 全体版
第2.3版	2018/5/31	<p>P26 第6章 事例10-2 「療養の給付」欄の医療保険負担金額の項 改訂前：12,000 改訂後：空白 →医療保険負担金額の項に金額を記載するのは、限度額認定証等の提示があった者 で高額療養費が現物給付された者に係るものに限るため。(平成30年改定「診療報 酬請求書等の記載要領等について」より)</p> <p>P43～44 資料編 2 現物給付方式導入状況(平成30年8月1日現在) 富士見町 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)500円→300円 阿南町 対象年齢(乳幼児等) 15歳→18歳 泰阜村 対象年齢(ひとり親家庭・障がい者) 15歳→18歳 木曾町 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)300円→0円 平谷村 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)300円→0円</p> <p>P45 資料編 2 現物給付方式導入状況(平成30年8月1日現在) 〔留意事項〕※4 軽井沢町 改訂前：母・父を含む 改定後：母・父(後期高齢者医療被保険者は除く。)を含む。 →該当者には自動給付方式の受給者証を交付。</p> <p>P46～47 資料編 3 市町村福祉医療担当課一覧 平成29年4月1日現在から平成30年4月1日現在の情報に更新</p>	○ 抜粋版 (注1)
第2.4版	2019/2/28	<p>P43～45資料編 2 現物給付方式導入状況(平成31年4月1日現在) 飯山市 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳 阿智村 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)300円→0円 下條村 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳 泰阜村 対象年齢(乳幼児等)15歳→18歳 食費助成(乳幼児等)あり→なし</p>	○ 抜粋版 (注1)
第2.5版	2019/3/29	<p>P43～45資料編 2 現物給付方式導入状況(2019年5月1日現在) 根羽村 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)300円→0円</p>	○ 抜粋版 (注1)
第2.6版	2019/6/28	<p>P43～44資料編 2 現物給付方式導入状況(令和元年8月1日現在) 野沢温泉村 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳</p> <p>P46～47資料編 3 市町村福祉医療担当課一覧 平成30年4月1日現在から平成31年4月1日現在の情報に更新</p>	○ 抜粋版 (注1)
第2.7版	2020/2/28	<p>P43～44資料編 2 現物給付方式導入状況(令和2年4月1日現在) 大町市 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳 王滝村 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳 朝日村 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳</p> <p>P46～47資料編 3 市町村福祉医療担当課一覧 平成31年4月1日現在から令和2年4月1日現在の情報に更新</p>	○ 抜粋版 (注1)
第2.8版	2021/2/26	<p>P43～44資料編 2 現物給付方式導入状況(令和3年4月1日現在) 東御市 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳</p> <p>P46～47資料編 3 市町村福祉医療担当課一覧 令和2年4月1日現在から令和3年4月1日現在の情報に更新</p>	○ 抜粋版 (注1)

令和4年度版	2022/2/28	<p>P43～44資料編 2 現物給付方式導入状況（令和4年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本市 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳 ・塩尻市 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳 ・安曇野市 対象年齢(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者)15歳→18歳 <p>P46～47資料編 3 市町村福祉医療担当課一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日現在から令和4年4月1日現在の情報に更新 	○ 抜粋版 (注1)
令和4年度 8月版	2022/6/23	<p>P6 第2章 1 受給者証の様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担金に柔道整復施術療養費欄を追加 ・摘要欄 ※柔道整復、整骨、接骨を削除 <p>P43～45資料編 2 現物給付方式導入状況（令和4年8月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市 通院対象年齢（乳幼児等）15歳 → 18歳 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・駒ヶ根市 通院対象年齢（乳幼児等）15歳 → 18歳 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・辰野町 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・箕輪町 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・南箕輪村 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・大桑村 自己負担金(乳幼児等・ひとり親家庭等・障がい者) 500円→0円 ・【留意事項】 表の利用にあたっての注意点を追記 	○ 抜粋版 (注1)

(注1) 2018年11月までに新設された医療機関等へは、設立時点の最新版全体を支払基金より送付し、以降は抜粋版を送付
2018年12月以降に新設された医療機関等へは、「福祉医療費給付事業に係る事務処理方法について」を支払基金より送付し、以降は手引きの抜粋版を送付